

○農業集落排水管路施設自費工事における管路施設設置基準

1 管の材質

硬質塩化ビニール（VU管）とする。

※ただし土被りが4m以上の場合にはリブ管（RVU管）とする。

2 道路埋設深について

道路占用条件による

参考値（前橋市道）

路線種	埋 設 深 さ
車道部	1.0m 以上
歩道部	0.6m 以上

※本内容は参考値のため道路管理者に確認すること。

3 管路勾配

管路勾配については下記の範囲とする。

管径	φ 150	φ 200
勾配	6.0‰～50.0‰	3.0‰～45.0‰

※参考値—望ましい流速1.0～1.8m/sの管路勾配

管径	φ 150	φ 200
勾配	8.0‰～25.0‰	6.0‰～18.0‰

4 管径について

原則下流管径と同径とする。また、受益希望地の利用形態により管径を決定するため農村整備課に協議すること。

5 既設付帯施設（人孔及び管路）の接続について

①既設人孔に接続する場所

- ・接合方法は別表による

管 頂 接 合

条 件	接合方法及び人孔内段差
下流管径と 同径の場合	人孔内段差（管底差） 2 cmとする。
下流管径と 同径でない場合	管頂接合とする。 （人孔内段差2 cm）

段 差 接 合

条 件	接 合 方 法
下流管底との段差が 60 cm以下の場合	段差接合
下流管底との段差が 60 cm以上の場合	副管を設置する 段差接合

※現場状況によりやむをえない場合には内副管に変更できる。

ただし極力人孔内スペースを確保できる形式にすること。

- ・管の接続部においては可とう継手を設置すること。
- ・人孔内のインバートについては接続管を加えた形状へ改修すること。

②既設管に接続する場所

- ・接合方法は割込人孔を設置し接続する。
- ・割込人孔については1号人孔以上とする。
- ・その他事項については①既設人孔に接続する場合と同様。

※割込人孔を基本とするが、管理者がやむを得ないと認め、かつ管理に支障をきたさない場合には、取付管方式等に変えることができる。

※割込人孔の場合の副管については、人孔を新設するため外副管を基本とするが管理者がやむを得ないと認め、かつ管理に支障をきたさない場合には、内副管にすることができる。

※割込人孔の既設管の接続部において現場状況により可とう継手の設置が困難な場合は別途止水対策を施し接続すること。

※別紙副管及びインバート標準図参照。

6 付帯施設（人孔）について

設置する人孔は1号人孔を基本としますが、管理者がやむを得ないと認めた場合は0号人孔および特殊人孔とすることが出来るが、連続使用することは出来ない。

設置する人孔の種別については原則として下記のとおりとする。

人孔種別	1号人孔	0号人孔	塩ビマンホール	レジンマンホール
道路形態	一般交通の可能な道路。	一般交通の可能な道路。	行き止まりの道。道路復員の狭小な道路。一般交通が極端に少ない道路。	行き止まりの道。道路幅員の狭小な道路。一般交通がある程度ある道路。
現場状況	設置する人孔の前後が0号、塩ビマンホール等の小口径マンホールの場合。また、小口径では維持管理に支障のある場合。	設置する人孔の前後が1号人孔であること。また、管底深が2.0m以下であること。	地下埋設物等が支障となり0号または1号人孔が設置できない場合。	地下埋設物等が支障となり0号または1号人孔が設置できない場合。

※別紙人孔構造図参照。

7 鉄蓋について

設置する鉄蓋については別紙の仕様書に基づいた製品を設置すること。

集落排水の鉄蓋(φ600mm)は、前橋市水道局鉄蓋認定委員会(平成19年度設立)の認定品を使用するものとする。

なお、蓋面の刻印は、集落排水用のものとする。

また、設置する鉄蓋の荷重区分については下記のとおりとする。

荷重区分	T-14	T-25
道路状況	右記以外の道路。	2車線以上の道路。 重交通が見込まれる道路

8 取付管について

取付管は硬質塩化ビニル管（ゴム輪受け口）φ100ミリを原則とする。
管頂より120度以内に削孔し、勾配を1%以上とする。
平面位置は、本管の直角方向かつ直線的に布設する。
取付管の先端は自在継ぎ手とし、民地内に50センチ以上1メートル以内に設置する。
施工時に地下水や土砂を流入させないこと。
支管の接合は孔口周辺や支管のつば内側を洗浄し、接着剤により圧着する。
支管を装着後、焼きなまし番線#10で十分に締め付け圧着しなければならない。
管防護のため管頂10センチまでは山砂を投入、充分転圧し、埋め戻すこと。
道路部分の埋め戻しは全量切込砕石40-0とし、舗装下（路盤を含む）1メートルについては、路床部として20センチ以内で締め固める。
舗装復旧については道路管理者と協議し、施工する。
マンホール接合する場合、マンホール用可とう継ぎ手を設置すること。
隣接した箇所に削孔する場合100センチ以上の離隔をとるものとする。
なお、上記の基準が確保できない場合は、監督員と協議すること。
※別紙取付工標準図参照。

9 道路復旧について

道路復旧については原則として仮復旧を行ってから2週間以上の期間をおいて本復旧を行うものとする。（ただし本復旧までが自費工事の工期とする。）本復旧の幅については掘削幅+左右それぞれ30cm以上とする。
また、沈下防止対策として良質発生土埋戻しを砕石埋戻しに変更を行う場合は直接本復旧することができる。（復旧幅は掘削幅+左右それぞれ30cm以上）
※別紙道路復旧図参照。

10 土留工について

原則として掘削深が1.0mを超える場合には土留工あるいは5分程度の法勾配をつけて掘削を行うこと。土留工の種類については下記を参考に設置すること。

土留種別	木矢板	軽量鋼矢板	建込簡易土留
掘削深	$H \leq 2.0m$	$2.0m < H \leq 3.0m$	$3.0m < H$

※別紙仮設工標準図参照。

1.1 その他別紙標準施工図を参照のこと。

1.2 かし担保債務について

本自費工事のかし担保債務は2年間とする。

1.3 上記設置基準により計画を行い農村整備課に事前協議を行うこと。

この設置基準は、平成26年10月17日より運用する。

この設置基準は、平成31年4月1日より運用する。